

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

○身体障害者関係医師の指定（障害福祉課）	一	○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に関する公告（中小企業課）	三
○結核指定医療機関の指定（健康増進課）	一	○大規模小売店舗の変更の届出に関する公告（中小企業課）	三
○土地改良事業の施行同意（耕地課）	二	○開発行為に関する工事の完了（建築課）	四
○都市計画の変更（都市計画課）	二	○監査委員公告	五
○都市計画事業の事業計画の変更認可（都市計画課）	二	○収用委員会公告	五
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）	二	○裁決手続の開始	五
○大規模小売店舗の廃止の届出（中小企業課）	三	○平成十七年二月八日付け奈良県公報第千六百四十二号正誤表（県民生活課）	六

告示

奈良県告示第五百五十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成十七年二月二十五日

奈良県知事 柿本善也

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
永田 清	奈良県立三室病院	生駒郡三郷町三室一丁目一四番一六号	脳神経外科（肢体不自由）	平成十七年二月十六日
岩橋 秀明	済生会中和病院	桜井市大字阿部三二三番地	脳神経外科（肢体不自由）	平成十七年二月十六日
城戸 顕	奈良県立医科大学附属病院	橿原市四条町八四〇番地	整形外科（肢体不自由）	平成十七年二月十六日

奈良県告示第五百五十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十七年二月二十五日

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	指定年月日
竹川内科クリニック	橿原市内膳町五一三一五	平成十七年一月十二日
ムツミ薬局	葛城市竹内二八七一六	平成十七年一月十四日

林クリニク
大和郡山市九条町二九七一 KY
ビル3階
平成十七年一月二十
六日

奈良県告示第五百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十七年二月十六日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成十七年二月二十五日

奈良県知事 柿本善也

協議者	事業名	地区名
吉野町長 福井 良盟	水と農地活用促進事業（用排水路整備）	色生地区
吉野町長 福井 良盟	水と農地活用促進事業（用排水路整備）	柳地区

奈良県告示第五百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十条第一項の規定により、大和都市計画用途地域を次のとおり変更した。
その関係書類は、奈良県土木部都市計画課、奈良市都市計画部都市計画課及び生駒市都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十七年二月二十五日

奈良県知事 柿本善也

- 一 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画用途地域
- 二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市北登美ヶ丘一丁目、押熊町及び二名町並びに生駒市鹿畑町、白庭台四丁目、白庭台五丁目及び白庭台六丁目の各一部

奈良県告示第五百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十七年二月二十五日

奈良県知事 柿本善也

- 一 施行者の名称
桜井市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画道路事業三・三・一号 中和幹線及び三・四・六号 茶臼山畝傍線
- 三 事業施行期間
変更後の事業施行期間 平成九年九月十六日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
平成九年九月奈良県告示第三百二十四号のとおり

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十七年二月二十五日

奈良県知事 柿本善也

- 一 申請のあった年月日
平成十七年二月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人奈良芸能文化協会
- 三 代表者の氏名

西口廣宗

四 主たる事務所の所在地

奈良市西大寺東町二丁目四番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、奈良県民はもとより民族芸能に関心を寄せる内外の人々のために、我が国最初の都がおかれた大和路に継承されている伝統芸能や消失の恐れのある民俗芸能の保存と公開活用を図る他、海外の音楽、舞踊、演劇との国際交流を推進する事業を行い、世界の異文化交流を図る他、東アジアを代表する世界遺産所在地地域奈良の地域振興に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により次の大規模小売店舗について廃止の届出がありました。

平成十七年二月二十五日

奈良県知事 柿本善也

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジャスコ大和郡山店

所在地 大和郡山市柳町字誓願寺一番地の一他

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により上牧町から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成十七年二月二十五日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）ジョーシンピットワン上牧店

所在地 北葛城郡上牧町大字上牧一八五九他

二 上牧町から聴取した意見の概要

PTA・学校よりガードマンの常駐と小学校の東側道路の通行禁止との要望があり、このことを踏まえ町としても学童等の安全第一と考える立場として意見を申しあげます。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

四 縦覧期間

平成十七年二月二十五日から同年三月二十五日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十七年二月二十五日から同年六月二十七日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成十七年二月二十五日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 みどり台ショッピングセンター（イズミヤ学園前店）

所在地 奈良市学園中四丁目五三九番地一

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時

（変更後）開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時四十五分から午後八時十五分まで

（変更後）午前八時四十五分から午後十時まで

三 届出年月日

平成十七年一月二十八日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

五 縦覧期間

平成十七年二月二十五日から同年六月二十七日まで
縦覧時間
午前九時から午後五時まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十七年二月二十五日

一 許可番号
奈良県知事 柿 本 善 也

平成十三年十月一日第六八八〇号
平成十六年十一月十五日第六八一六〇一号
平成十七年二月一日第六八一六〇一二号

二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年二月十七日第六一八一八号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十七年二月十七日第三九三〇号

三 開発区域に含まれる地域
生駒市萩の台七一六番地ノ四、七二六番地ノ七、七二六番地ノ八、七二六番地ノ九、七二六番地ノ一〇、七二六番地ノ一一、七二六番地ノ一二、八六六番地ノ一、八六六番地ノ四、八六六番地ノ一一、八六六番地ノ一二、八六六番地ノ一三、八六六番地ノ一四、八六六番地ノ一五、八六六番地ノ一六、八六六番地ノ一七、八六六番地ノ一八、八六六番地ノ一九、八六六番地ノ二〇、八六六番地ノ二一、八六六番地ノ二二、八六六番地ノ二三、八六六番地ノ二四、八六六番地ノ二五、八六六番地ノ二六、八六六番地ノ二七、八六六番地ノ二八、八六六番地ノ二九、八六六番地ノ三〇、八六六番地ノ三一、八六六番地ノ三二、八六六番地ノ三三、八六六番地ノ三四、八六六番地ノ三五、八六六番地ノ三六、八六六番地ノ三七、八六六番地ノ三八、八六六番地ノ三九、八六六番地ノ四〇、八六六番地ノ四一、八六六番地ノ四二、八六六番地ノ四三、八六六番地ノ四四、八六六番地ノ四五、八六六番地ノ四六、八六六番地ノ四七、八六六番地ノ四八、八六六番地ノ四九、八六六番地ノ五〇、八六六番地ノ五一、八六六番地ノ五二及び八六六番地ノ五三並びに乙田町八七九番地ノ一六及び八七九番地ノ一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市山崎町四番地ノ一〇

株式会社稲川商会 代表取締役 稲川隆彦

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市萩の台七一六番地ノ四、八六六番地ノ一、八六六番地ノ四、八六六番地ノ四四並びに乙田町八七九番地ノ一六及び八七九番地ノ一七

公園 生駒市萩の台八六六番地ノ四三

下水道 生駒市萩の台七一六番地ノ四の一部、八六六番地ノ一の一部、八六六番地ノ四の一部、八六六番地ノ一一、八六六番地ノ一二及び八六六番地ノ四二

緑地 生駒市萩の台八六六番地ノ一三

一 許可番号
平成十六年十二月十日第七四一〇三号

二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年二月十六日第六一八〇号
三 開発区域に含まれる地域

御所市大字元町二八九番地ノ五、二八九番地ノ六、二八九番地ノ七及び二八九番地ノ八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
御所市一番地ノ三
御所市長 前川正

一 許可番号
平成十七年一月十八日第七四一二七号

二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年二月十七日第六一八二二号

三 開発区域に含まれる地域
五條市小和町一六〇三番地ノ一及び一六〇四番地ノ一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
五條市小和町七九八番地

櫻風由城

監査委員公告

監査結果公告

監 第 11 号

平成17年2月25日

奈良県監査委員 大 倉 潔 男
 奈良県監査委員 中 嶋 實 男
 奈良県監査委員 山 本 進 章
 奈良県監査委員 中 野 雅 史

監 査 結 果

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき下記のとおり公表します。

記

女性センター 平成17年1月14日執行
 新公会堂 平成17年1月14日執行
 登美ヶ丘高等学校 平成17年1月18日執行
 奈良工業高等学校 平成17年1月18日執行
 志貴高等学校 平成17年1月20日執行
 二階堂養護学校 平成17年1月20日執行
 二階堂高等学校 平成17年1月20日執行
 添上高等学校 平成17年1月20日執行
 丁R奈良駅連続立体・街路事務所 平成17年1月25日執行
 生駒警察署 平成17年1月27日執行
 生駒高等学校 平成17年1月27日執行
 斑鳩高等学校 平成17年1月27日執行
 片桐高等学校 平成17年1月27日執行
 奈良商業高等学校 平成17年1月27日執行
 高田高等学校 平成17年1月31日執行

高田子ども家庭相談センター
 広陵高等学校

平成17年1月31日執行
 平成17年1月31日執行

上記の機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定しました。

平成17年2月25日

奈良県収用委員会会長 池 田 辰 夫

1 起業者の名称

奈良県

2 事業の種類

一般国道168号改築工事及びこれに伴う附帯工事（荻分バイパス：奈良県生駒市小瀬町地内から同県同市有里町地内まで及び同県同市中菜畑一丁目地内から同県同市山崎町地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 奈良県生駒市小瀬町

地番	地目	登記簿上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)
1531番2	宅地	65.08	65.87	実測地積65.87のうち、57.83	なし
1531番3	宅地	63.64	63.96	実測地積63.96のうち、50.87	なし
1531番4	宅地	79.98	80.15	実測地積80.15の	なし

